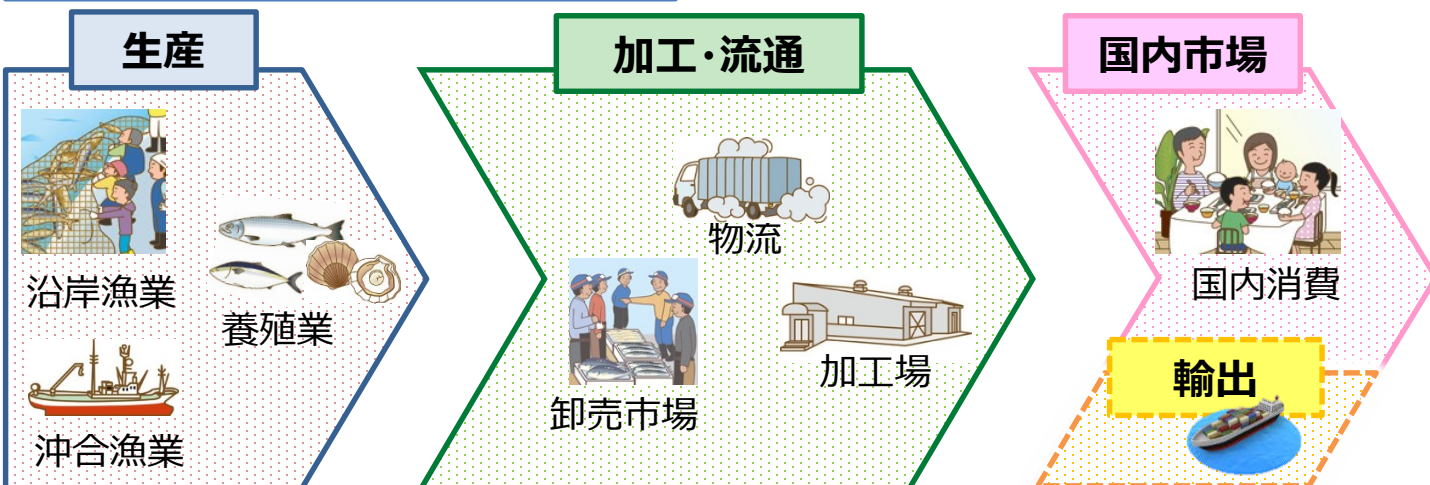


生産者、加工業者、輸出関係業者等が連携して、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築する取組を支援します

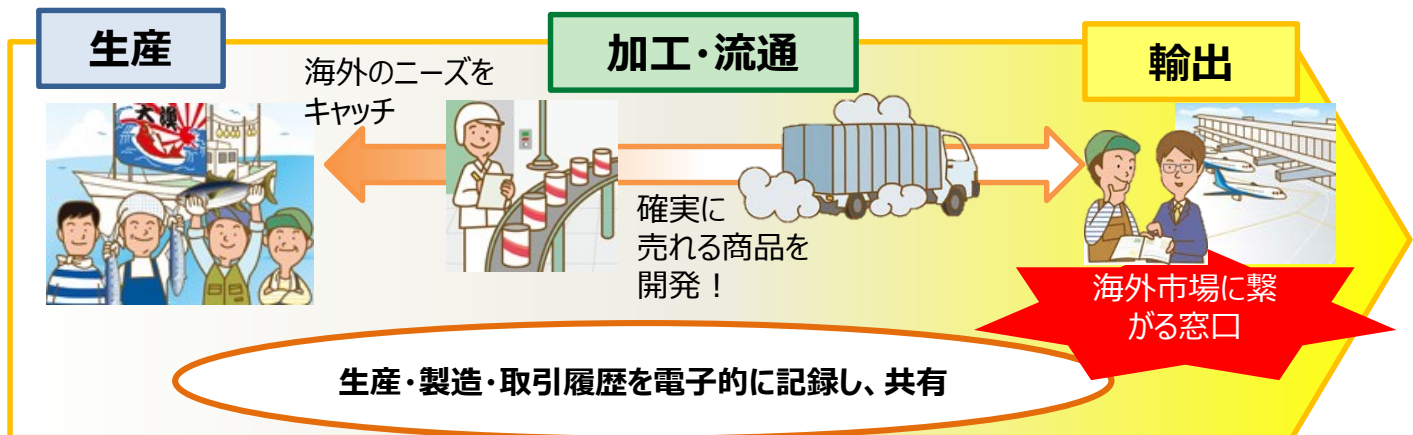
【R2年度補正予算】水産物輸出拡大連携推進事業のご案内

従来の水産物バリューチェーン



- 国内向けが主流で海外市場に繋がるチャンネルが少なく、海外のニーズも伝わりにくい。
- 卸売市場を通じた多段階流通は日本の漁業の特性に応じた仕組みだが、情報の伝達には弱く、水産物の価値が埋没しやすい。

バリューチェーンを改善し、確実に輸出できる物流・商流を構築



- 輸出のプロを巻き込んで、海外市場のニーズに合った確実に売れる商品を開発・輸出。
- 製造・取引履歴管理システム等によって、外国人顧客が求める原材料等の情報を効果的に伝達・表示。

詳細については、水産庁漁政部加工流通課（☎03-6744-2350）に御相談ください。

【R2年度補正予算】水産物輸出拡大連携推進事業 による支援の内容

支援の対象

下記①～⑤の事業者等3者以上で構成する輸出拡大連携協議会による、国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築し、輸出を促進する取組が対象です。

輸出拡大連携協議会※

① 漁業・養殖業者

④ 行政・試験研究機関

② 加工・流通業者

⑤ その他

③ 輸出関係業者

※ ①～⑤の事業者等3者以上で組織した任意団体をいいます（①～③の参加は必須）。

取組の例

- 生産者と加工業者が海外インポーターの国内代理店と連携し、輸出先でニーズのある常温保存商品を開発し、輸出。
- 生産者と流通業者が国内の製造・取引履歴管理システムを整備し、輸出商社を通じてトレーサビリティが確保された水産物を輸出。 など

支援の内容

1. 輸出バリューチェーン改善検討事業

輸出拡大連携協議会の運営やシステム・新技術等の検討・調査等に要する経費を支援します。（補助率：定額）

2. 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・資材の購入等に要する経費を支援します。（補助率：1/2以内）

3. 輸出バリューチェーン改善実証事業

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。（補助率：1/2以内）

手続の流れ

輸出拡大連携協議会

構成事業者 A

構成事業者 B

（機器・システムを導入
→所有権は原則Bに帰属）

代表事業者

① 課題提案

② 採択通知

③ 計画承認申請

④ 計画承認通知

⑤ 交付申請

⑥ 交付決定通知

水産庁

※水産庁の審査の結果、採択されないことや希望どおりの補助額が認められない場合があります。